

資料
5

金融庁長官 殿

異議申立について（通知）

下記の通り、異議申立を行います。

平成 27 年 7 月 9 日 宗内 敦

異議申立書

- ① 氏名 宗内 敦
年齢 79 歳
住所 東京都八王子市川町 128-202
- ② 異議申立に関する処分
平成 27 年 5 月 12 日づけ「金監第 1 4 6 5 号」
- ③ 本件事案を認知した年月日
平成 27 年 5 月 12 日（貴庁より、上記②の「金監第 1 4 6 5 号」が届いた日）
- ④ 異議申立の趣旨
部分開示は不当、全部開示を求める。これには、「新生銀行からの回答等については“保有しておらず”」とされている当該回答書を含む。
- ⑤ 異議申立の理由
 - 1) 不開示の「理由」が具体性に欠け、なんら「理由」を述べたことにはなっていない。貴庁の不開示理由は「上記 1 (2) 中には、当庁の具体的対応に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第 14 条第 7 号柱書に該当し、不開示とした」とあるが、本件は極めて簡潔な事案であり、「監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ような輻輳性は全く無く、もし支障があるとするとするならば、本件内容に関して具体的、例示的に説明すべきである。また、こうした通り一遍の抽象的な回答が通用し得るならば、どのような申立に対してもそれを拒否するとき用いることが可能で、なんら「理由」を述べたことにもならない。さらに言えば、「非開示」としている内容を隠蔽することなく天下に明かすことこそ、「情報開示」の本義・本質である。
 - 2) 「新生銀行からの回答等については“保有しておらず”」とされているが、これは不自然極まる。本来あるべものがなにゆえ無いのか、例えば、①新生銀行からの回答がなかった、②回答はなされたが金融庁側で紛失した、③回答の内容を開示した場合、新生銀行あるいは金融庁にとって不都合が生じるため、曖昧模糊とした表現（「保有せず」）を用いた等々、様々に推察されるが、いずれにしろ、この理由ならざる「不開示」理由は、真剣に物事の解決を思案する申立人（そして、国民）を愚弄するに等しいものである。もし、真に新生銀行からの回答が保有されていないならば、その真の理由を示すと共に、申立人の申立内容に関して新生銀行がいかなる回答をするか、再度聴取し、その回答内容を申立人に開示すべきである。
- ⑥ 処分庁の教示の有無とその内容
「開示決定認知後 60 日以内に申し立てる」旨の教示あり。

⑦ その他(要望)

1) この度の申立に対し、貴庁より再度開示拒否を含む回答が為される場合には、その決定を行った部会名あるいは委員会名を構成委員名を明示した上で回答されたい。近年、物事の紛争や事件については、紛争・事件当事者を除いた中立的構成メンバーから成るいわゆる「第三者委員会」において検討するのが常識であり、この第三者委員会の見解や結論に基づいて、当事者の爾後の紛争処理は方向づけられる。本件においても同様である。

下記新聞記事は、奈良県橿原市の中学校で生じたいじめ事件に関して橿原市教育委員会が当初設置した第三者委員会のもつ問題に対して、読売新聞から求められて応じた私のコメントである。参考まで。

2015年(平成27年)4月24日(金曜日) 奈良・橿原

奈良・橿原 中1自殺「いじめなど要因」

第三者委報告書 学校の放置批判

奈良県橿原市で2013年3月、市立中学一年の女子生徒が自殺した原因を調査していた市教委の第三者委員会(委員長「出口治男弁護士」)は23日、調査報告書をまとめ、市教委に提出した。同級生からのいじめ、家族への不満やいじめなど、自殺の要因となったと判断。学校が女子生徒の様子の変化に気づきながらいじめを放置したとして「孤立感を深めることにつながった」と指摘した。

女子生徒は13年3月28日、その結果、1年の2学期、「部活動の試合に行く」と期以降、同級生から仲間外れと自宅を出た後、近くのマリンセンターから飛び降り、死亡した。両親が「自殺はいじめが原因」と市教委に調査を求めた。第三者委員は同年11月以降、校長や教諭生徒ら延べ105人から聞き取り、市教委によるアンケートや女子生徒の日記、スマートフォン上の無料通話アプリ「LINE」の記録などを調べた。第三者委員は「LINE」の記録などを調べた。第三者委員は「LINE」の記録などを調べた。

2013年3月28日 女子生徒が自宅近くのマリンセンター7階から飛び降り自殺

5月17日 橿原市教委が生徒へのアンケートを行い、いじめがあった可能性を把握

7月10日 市教委の第三者委員会が初会合。遺族は、委員に市議会議員や弁護士が含まれていることなどに反発

7月29日 市の元顧問弁護士が第三者委員の委員を辞任

8月26日 市、市教委と遺族が委員を選出することで合意

9月17日 市教委が残り3委員を解任

11月18日 市教委が弁護士、学識経験者を含む2人の新委員4人を任命

2月24日 新たな第三者委員が初会合。計23回開催

2015年4月23日 第三者委が市教委に調査報告書を提出

市の初動対応不適切

市教委は13年5月、遺族側の再三の要請を受けてアンケート調査を行い、第三者委員の設置を決めたが、当初のメンバーには市の元顧問弁護士が入っていた。遺族側は「入選が偏っている」と強く反発し、協力を拒否。結局、元顧問弁護士は辞任し、他の3人も同9月に解任。同11月に新しい委員会が設けられた。報告書は、森下市長が遺族から損害賠償請求訴訟を起された時に備え、第三者委員に有利な結果を出させるため、当時の顧問弁護士に依頼したと指摘。顧問弁護士を批判し、実行している。自殺を食い止める可能性が生まれ、これは否定できないと言及した。

第三者委員のメンバーは、出口委員長と松浦道博、龍谷大教授(教育社会学)、和谷貴志、奈良教育大准教授(学校教育臨床)、小嶋達弁護士ら4人。

未履修さらに 学理科 影響 大阪

21日実施の全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)で、大阪府内の中学3年生が理科の出題範囲の一部を未履修のまま受験したと、府教委が発表した。問題で、新たに市町村11校の中学校で未履修があったことが23日、わかった。府内では8市町村計18中学校、1校

「市教委は13年5月、遺族側の再三の要請を受けてアンケート調査を行い、第三者委員の設置を決めたが、当初のメンバーには市の元顧問弁護士が入っていた。遺族側は「入選が偏っている」と強く反発し、協力を拒否。結局、元顧問弁護士は辞任し、他の3人も同9月に解任。同11月に新しい委員会が設けられた。報告書は、森下市長が遺族から損害賠償請求訴訟を起された時に備え、第三者委員に有利な結果を出させるため、当時の顧問弁護士に依頼したと指摘。顧問弁護士を批判し、実行している。自殺を食い止める可能性が生まれ、これは否定できないと言及した。」

森下市長は23日、第三者委員会の報告を受けて、市教委や学校関係者とも記者会見。「市や市教委、学校などの対応のまずさで、遺族や(他の)生徒、保護者などに多大な迷惑をおかけした。心よりおわびする」と語った。

両親が記者会見で、女子生徒の両親は市役所で第三者委員の説明を聞いた後、記者会見。母親(45)は「学校側は娘の異変に気づいていた。伝えてくれていれば、最悪の事態は避けられた」と悔しさをにじませた。「2年間、時間が止まったままで家族は苦しんできたが、今日を境に、少しずつ前に進めるきっかけになればと思う。娘にやっと区切りがつけられたと報告したい」と語った。

遺族側は「入選が偏っている」と強く反発し、協力を拒否。結局、元顧問弁護士は辞任し、他の3人も同9月に解任。同11月に新しい委員会が設けられた。報告書は、森下市長が遺族から損害賠償請求訴訟を起された時に備え、第三者委員に有利な結果を出させるため、当時の顧問弁護士に依頼したと指摘。顧問弁護士を批判し、実行している。自殺を食い止める可能性が生まれ、これは否定できないと言及した。」

森下市長は23日、第三者委員会の報告を受けて、市教委や学校関係者とも記者会見。「市や市教委、学校などの対応のまずさで、遺族や(他の)生徒、保護者などに多大な迷惑をおかけした。心よりおわびする」と語った。

両親が記者会見で、女子生徒の両親は市役所で第三者委員の説明を聞いた後、記者会見。母親(45)は「学校側は娘の異変に気づいていた。伝えてくれていれば、最悪の事態は避けられた」と悔しさをにじませた。「2年間、時間が止まったままで家族は苦しんできたが、今日を境に、少しずつ前に進めるきっかけになればと思う。娘にやっと区切りがつけられたと報告したい」と語った。

2)

下記は本件等に関連する、申立人のエッセイおよびブログである。

* 「新生銀行、お前もか。 — 〈人か、組織か。拜啓、新生銀行殿〉 —

<http://shoshisaikou.blog10.fc2.com/blog-entry-73.html>

* 「官」こそ待み <http://homepage1.nifty.com/muneuchi/essay/yomaigoto/kan-min.html>

(以上)